

令和 2 年 3 月 9 日

職 員 各位

さいたま地方裁判所事務局長 關 澤 直 人

さいたま家庭裁判所事務局長 横 山 真 幸

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢の推移等を踏まえ、今後の感染拡大防止策や各職場での応援態勢の構築等を検討するため、職員又は職員の親族等（同居または頻繁に接触のある者など。以下「親族」という。）が下記の事例に該当する場合には、当分の間、速やかに適宜の方法により、上司に申し出るようしてください。

なお、記 2 及び 3 に該当するかどうか判断がつかない場合や、その他、新型コロナウイルス感染症に関して心配なことがある場合にも、適宜、上司にご相談ください。

記

- 1 職員又は親族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 2 職員又は親族に、発熱等の風邪症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染した可能性（※）が生じたとき

※ 37・5 度以上の発熱が 4 日以上続いているときや強い倦怠感、息苦しさ（呼吸困難）があるとき、新型コロナウイルス検査（PCR 検査）を受けることとなった場合など

- 3 職員が濃厚接触者等に該当する場合

【3つの指針】

- ①内外への迅速かつ正確な情報伝達
- ②感染拡大の防止
- ③裁判所機能の維持・迅速な回復

新型コロナウイルス対応フローチャート（熊谷支部）

当支部内で「感染者」又は「濃厚接触者」【※1】の発生を確認
(当該職員が勤務時間外や休暇中の場合には「緊急連絡網」を通じ、管理職員に連絡)

- ↓
①管理職員は、地裁庶務課長に報告
②地裁庶務課長は支部長に報告

- ↓
①支部長【※2】を本部長とする「熊谷支部対策本部」の立上げ
②対策本部を [] に設置（クリーンな環境での対応）【※3】

↓ (以下の対応は「感染者」の発生の場合【※4】)

【第1次対応（初動段階）】

- ① 本庁に連絡（必要に応じて保健所に連絡）
(通常ルートとは別に本部長は直接地裁所長に連絡)
- ② 職員への周知（以下の判断は本庁と要相談）
(勤務時間外及び休暇中の場合には緊急連絡網を通じ、登庁見合わせ等を職員に周知)
(当該職員の行動履歴を確認の上、濃厚接触者等として、2週間の自宅待機〔在宅勤務を含む。〕すべき者の範囲の確定・指示、その健康状態に関する経過観察【※5】)
- ③ 外部への周知（本庁と要相談）
(利用者にどのような注意喚起を行うか。)

↓
【第2次対応（緊急対応段階）】

- ① 別館での緊急対応業務開始、汚染施設内の消毒（保健所との連携）【※6】
- ② 裁判業務の一部停止・利用者対応
施設内の除染が終わるまでは、原則として裁判業務（それに伴う司法行政事務を含む。最優先業務を除く。）を停止し、その除染が終了するまでの期間に既に指定されている事件については期日を追って指定（又は、潜伏期間等を考慮し、少なくとも2~3週間程度延期）とする【※7】とともに、裁判所に来庁した利用者に対する説明のため、本館玄関前（状況によっては、別館2階（道交室）に臨時受付を設置することも考えられる。）に職員を配置し、利用者対応をする。
発生時継続業務のうち、緊急性が特に高い業務（例えば、民事・家事につき保全やDV、刑事につき令状、少年につき観護措置、文書の受付に関する事務等）については、本館のうち除染が終了した区画や別館3階を使用し、処理を進める【※8】。
- ③ 裁判官に差支えがある場合には、代理順序により代理する。これによることができない場合には、所長の応急措置を求める。

【第 3 次対応（平常移行段階）】

施設内の除染が終了し、かつ、最初の感染者の確認から 2 週間経過しても新たな感染者等の発生が認められない場合（保健所の判断も必要であろう。）には、順次、裁判業務を回復させる。

- ※ 1 「感染者」とは、検査により、新型コロナウイルス感染症と診断された者をいう。
- 「濃厚接触者」とは、①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者、②新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、③その他これに類する者をいう。
- ※ 2 権限者が罹患した場合に備えて代行者を予め指定しておく必要がある。
また、勤務時間外や休暇中に発生した場合に備え、緊急連絡網の整備も必要である。
- ※ 3 [] が閉鎖された場合、対策本部及び最優先業務（当直を含む）を行う [] についても執務室を確保済み。また、外線可能電話及び LAN の場所についても調査済み。[] も閉鎖される事態となった場合には本庁と要相談。
- ※ 4 感染者ではなく、濃厚接触者が発生した場合に、感染者が発生した場合と同様の対応をするのは適切ではない。当該職員につき自宅待機とし、こまめな経過観察をする、周囲の職員につき風邪等の体調不良を訴える者がいれば特別休暇により自宅待機とする。その他の職員につき自宅待機とすべきか、裁判業務を限定すべきかについては、現時点では基本的に慎重であるべきであって、その場合の対応については、その際に保健所及び本庁と協議する必要がある。
- ※ 5 事前に自宅待機すべき者の範囲をシミュレーションしておく必要がある。
例えば、各フロアの書記官室で感染者が発生した場合には、当該書記官室の職員については、感染の拡大を防止するため、当該職員の感染の有無が確認できるまで、自宅待機とすべきであろう。[] 裁判官を自宅待機とすべきかについては検討の必要があるが、登庁時間を限定し、執務室を別に用意し、登庁を求めることも一案である。また、自宅待機の期間は潜伏期間等を考慮し、2 週間とするが、自宅待機期間中に体調不良が発生した場合には適宜延長する。
- ※ 6 感染者の行動経過や保健所の判断次第では、本館の一部にとどまらず、本館全部ひいては別館についても消毒の対象となる可能性も否定できず、想定しておく必要がある。
- ※ 7 原則、必要最低限の職員で緊急性の高い最優先業務を別館において継続するが、本庁の繁忙度やコロナ感染症への対応状況等も踏まえ、本庁への回付も検討されるべきである。特に令状事件については対応を求められる可能性が高く、警察・検察等の関係機関との連携も問題になるため、感染者等発生時の対応については予め決めておく必要がある。
- ※ 8 ただし、職員や利用者への感染拡大や風評等に配慮し、業務継続については慎重に対応すべきであり、外部との接触を可能な限り限定するため、電話会議システムの利用や書面審尋についても積極的に活用する。
第 2 次対応時に対応すべき裁判業務については、現在、支部内で進めている「最優先業務（事務）」の整理によって具体的な事件を逐次整理しておく。
なお、その際には、平成 28 年 6 月 1 日最高裁判所「新型インフルエンザ等業務継続計画」の別紙 2 も参考にしつつ、その維持が職員に対する過度な負担や感染の拡大の契機とならないよう、本当に緊急性が特に高い業務か否かを慎重に検討すべきである。